

## 軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の見直し等に関する 意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」と呼ばれるケーブルが断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1000万人の患者が発生していると推測されています。この報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられ、その対策が求められています。

この病気は、MRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

また、この病気の主な症状は、高次脳機能障害として記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害等、複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、軽度外傷性脳損傷で苦しむ患者の救済のため、下記事項を実現するよう強く要望します。

### 記

- 1 他覚的な神経学的検査によって、軽度外傷性脳損傷と診断され働けない場合には、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災障害等級認定基準の見直しをすること。
- 2 軽度外傷性脳損傷について、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年3月28日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

} あて